

第2 安全で安心な食品の生産及び供給

1 食品の衛生管理の推進

■ 現 状

食品の安全性を確保するためには、農産物や畜産物、水産物などの生産から食品の製造・加工、流通・販売までのフードチェーン全体を通じて、食品関係事業者が自らの責任において途切れない衛生管理対策を講じることが重要となっています。

道では、農業生産段階における食品安全、環境保全、労働安全、人権保護、農場経営管理の5つの分野について持続可能性を高める国際水準GAP（農業生産工程管理）の産地への円滑な導入を図るため、推進・指導體制の充実・強化、普及啓発などの取組を進めています。

また、食品の製造又は加工における衛生管理の手法については、HACCPが国際標準として広く普及しており、日本においても、HACCPに沿った衛生管理が食品衛生法において制度化されています。さらに、食品の輸出に当たり、輸出先国からHACCPによる衛生管理が求められる場合があります。道では、道内の食品等事業者の規模に合わせHACCPに沿った衛生管理の取組が行えるよう技術的支援を行うほか、民間事業者との協働により、HACCPによる高度な衛生管理を実施している施設を認証する「北海道HACCP自主衛生管理認証制度」（以下「自主衛生管理認証制度」という。）を実施し、食品製造施設、販売施設、大量調理施設のHACCP導入の取組を支援しています。

卸売市場では、「荷受・卸売・仲卸・配送」の各段階における品質管理の高度化や低温（定温）管理・多温度帯管理施設、衛生施設等の計画的な整備・配置に取り組んでいます。

■ 令和4年度（2022年度）に講じた施策

生産段階における衛生管理の推進

- ・ 国際水準GAPの導入を促進するため、農業者向け研修会の開催や産地指導者の育成による指導體制の整備、農業者等のGAP認証取得費用の支援を行いました。
- ・ 水産物について、「北海道産地市場衛生管理マニュアル」に基づき、産地漁協における荷さばき施設等の自主的な衛生管理意識の向上の促進に努めました。
- ・ 北海道と北海道漁業協同組合連合会による「産地市場衛生管理高度化点検」を計画的に実施し、道内の産地市場等の衛生管理の高度化を推進しました。

製造・加工、流通・販売段階における衛生管理の推進

- ・ 食品関係施設の立入検査や講習会等の際に、原材料や最終製品の自主検査、食品の製造販売等に係る記録の作成・保存など、自主衛生管理の徹底について指導しました。
- ・ 食品の製造加工施設や販売店（バックヤード）、大量調理施設においてHACCPに沿った衛生管理が円滑に運用されるよう、食品等事業者の自主衛生管理の取組を促進しました。

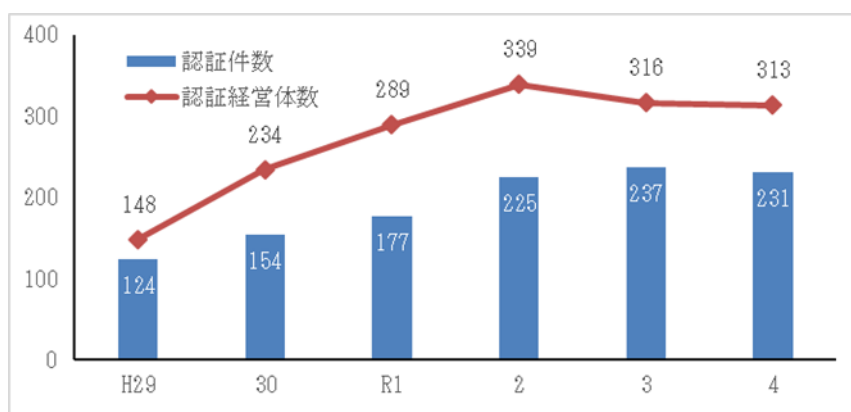
- ・ 各種広報媒体や道立保健所における各種研修会などを活用して、自主衛生管理認証制度の周知・普及の推進に取り組むとともに、認証審査会の審査を経て認証された事業者（令和4年度（2022年度）末までに396施設）を道のホームページや北海道HACCPガイドブックで紹介しました。
- ・ 道総研食品加工研究センターでは、食品企業の食品加工に関連する基礎・応用技術や品質・衛生管理に関する講習会の開催、企業等からの依頼に基づき研究職員を現地に派遣して行う技術指導、電話等による技術相談の対応を行いました。
- ・ オホーツク圏及び十勝圏地域食品加工技術センターが行う衛生管理に関する技術指導や講習会の開催、検査技術習得を目的とした研修生受入れなどの事業に対して支援しました。
- ・ 食品等事業者自らが食品衛生指導員となって実施する巡回指導活動を支援しました。



北海道 HACCP ガイドブック

□ GAP 認証件数及び経営体数の推移（北海道）

< JGAP、ASIA GAP >



資料：日本GAP協会ホームページ（各年度3月末現在）

注：学校等の教育機関を含む。

□ 北海道HACCP自主衛生管理認証制度の実施状況

認証年度	認証施設数		食 品 群
	新規	更新	
平成 19～29 累計 (2007～2017)	191	143	
30 (2018)	35	51	菓子、食肉製品、水産加工品、農産加工品、乳製品など
令和 元 (2019)	39	54	菓子、食肉製品、水産加工品、農産加工品、乳製品など
2 (2020)	42	50	菓子、食肉製品、水産加工品、農産加工品、乳製品など
3 (2021)	52	58	菓子、食肉製品、水産加工品、農産加工品、乳製品など
4 (2022)	37	78	菓子、食肉製品、水産加工品、農産加工品、乳製品など
計	396	434	

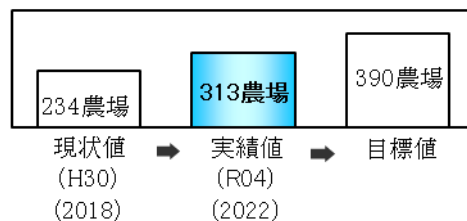
資料：北海道保健福祉部

■ 今後の課題と対応

- ・ 農業における食品の安全・安心の確保・強化のほか、環境保全や労働安全、人権保護、農場経営管理の5つの分野について持続可能性を高める国際水準GAPの実践を拡大するため、指導者研修や現地研修会による指導体制を整備するほか、各地の実践モデルを通じた普及推進を進め、販路拡大に係るセミナーの開催、農業者や農業教育機関等の認証取得への支援を実施します。
- ・ 食品の安全性を確保するためには、行政による立入検査や食品等の検査などと併せて、フードチェーンを構成する食品等事業者自らの責任による自主衛生管理の取組が不可欠です。この取組の推進のため、行政が食品等事業者に対して普及啓発を進めるとともに、指導支援を実施します。
食品等事業者が行う自主衛生管理事項のうち、原材料及び最終製品の自主検査や食品の製造販売等に係る適正な記録の作成・保存の取組について指導します。
- ・ HACCP制度化に伴い、再構築した北海道HACCP自主衛生管理認証制度の概要や認証を取得した食品を紹介するガイドブックや認証マークを周知するなどの積極的なPRを行い、さらなる道産食品の安全性確保のため、食品等事業者等への周知などに積極的に取り組みます。
- ・ 生鮮食料品及び花き等を取り扱う卸売市場では、品質保持の強化や安全性の確保が求められていることから、低温貯蔵施設等による温度管理や衛生管理施設などの整備による適切な品質管理及び衛生管理を促進します。

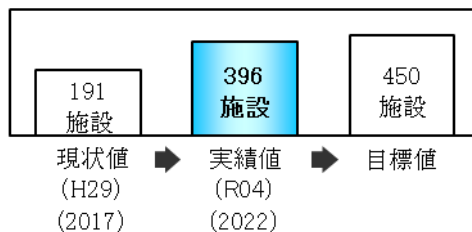
主な指標

No.9 国際水準GAP(JGAP・ASIAGAP)の認証農場数



※目標値は「第7期北海道クリーン農業推進計画」の目標指標

No.10 北海道HACCP自主衛生管理認証制度による認証施設数(累計)



2 農産物等の安全及び安心の確保

(1) クリーン農業及び有機農業の推進

ア クリーン農業の推進

■ 現 状

道では、平成3年(1991年)から関係機関・団体等が一体となって「北海道クリーン農業推進協議会」(以下「推進協議会」という。)を設置し、クリーン農業の推進に取り組んでいます。

平成12年(2000年)には、クリーン農業により生産され、一定の基準を満たした農産物にYES!cleanマークを表示する「北のクリーン農産物(YES!clean)表示制度」を創設し、平成16年(2004年)からは数値基準(化学肥料の使用量及び化学合成農薬の使用回数)に基づく登録を行っています。また、平成23年(2011年)からはYES!clean農産物を原材料として利用する加工食品にもYES!cleanマークの適用を拡大しています。

令和2年(2020年)3月に策定した第7期「北海道クリーン農業推進計画」に基づき、クリーン農業を総合的に推進しています。

□ 第7期北海道クリーン農業推進計画(令和2年(2020年)3月策定)の概要

○計画策定の趣旨

- 平成3年(1991年)から、堆肥など有機物の施用による土づくりを基本に、化学肥料や化学合成農薬の使用を必要最小限にとどめ、環境との調和に配慮し、安全・安心で品質の高い農産物を安定して生産するクリーン農業を推進している中、SDGsなどの動きにも適切に対応し、持続可能な農業・農村を支えるクリーン農業を進める施策の展開方向を示す第7期計画を策定。
- 本計画は、北海道農業・農村振興条例(平成9年(1997年)4月制定)に基づく「北海道農業・農村振興推進計画」及び北海道食の安全・安心条例(平成17年(2005年)3月制定)に基づく「北海道食の安全・安心基本計画」に関連する施策別計画。

○計画期間 令和2年度(2020年度)からおおむね5年間

○主な数値目標

◇クリーン農業

- 北海道クリーン農業サポーター数
令和2年度(2020年度) (新設) → 令和6年度(2024年度) 3,000名
- 環境保全型農業の取組農家の割合
平成27年度(2015年度) 51% → 令和6年度(2024年度) 80%
- YES!clean作付面積
平成30年度(2018年度) 17,734ha → 令和6年度(2024年度) 20,000ha

◇有機農業

- 有機農業取組面積
平成29年度(2017年度) 4,064ha → 令和6年度(2024年度) 6,500ha

◇国際水準GAP

- 国際水準GAP認証取得数(JGAP及びASIAGAP)
平成30年度(2018年度) 234農場 → 令和6年度(2024年度) 390農場

○施策の推進方針と展開方向

推進方針	展開方向
<p>1 クリーン農業への理解の促進 環境との調和に配慮し、持続可能な農業・農村を支えるクリーン農業に取り組む重要性を農業者に啓発するとともに、クリーン農業による温室効果ガスの発生抑制や生物多様性保全の効果などを、広く消費者や流通・販売事業者が発信して理解を促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業者や流通・販売事業者、消費者に対して、クリーン農業の重要性を啓発 ・ 農業体験、出前講座、農業者との交流など、親しみやすい方法で理解を促進 ・ 北海道クリーン農業サポーター制度を創設
<p>2 クリーン農業技術の開発と普及 有機農業を含むクリーン農業の一層の普及・拡大を図るため、北海道立総合研究機構と連携しながら、新たな課題等に対応し、地域の条件に即し安定したクリーン農産物の生産に向けた農業技術の開発と普及を推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◇ クリーン農業技術の開発 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新規・特異発生病害虫対策など、安定したクリーン農業技術の開発と再構築 ・ I P M技術などによる化学合成農薬の削減やセンシング技術の活用などによる化学肥料の削減、省力化など I C T・A I等の先端技術を活用した技術の開発 ◇ クリーン農業技術の普及 <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業者間の情報交換の促進や現地実証、栽培基準づくりなどへの支援 ・ 環境保全型農業直接支払交付金などの活用
<p>3 YES!clean 農産物の拡大 北海道のクリーン農業を牽引する「YES!clean 表示制度」により、クリーンな道産農産物への一層の理解と信頼を得るとともに、クリーン農業に取り組む産地を拡大し、YES!clean 農産物の拡大を推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業者への制度普及や技術支援による登録集団の増加 ・ 消費者に対する P R や学校給食への利用促進、食育活動の推進 ・ 流通・販売事業者への理解促進による安定した販路拡大の推進

■ 令和4年度（2022年度）に講じた施策

クリーン農業技術の開発と普及

- ・ 道総研において、クリーン農業を支える化学肥料や化学合成農薬の使用を削減する栽培技術等の開発を推進し、新たに2件の栽培技術が開発されました。
- ・ クリーン農業技術資料の作成・配付や栽培基準づくり等への支援、農業改良普及センターによる実証ほの設置、地域条件に即した栽培技術指導及び技術検討会の開催などに取り組むとともに、病虫害防除の効率を高めるため、病虫害防除所からの病虫害発生予察情報による適正防除の普及指導を進め、円滑なクリーン農業技術の導入を促進しました。

クリーン農産物の生産・流通・消費の拡大

- ・ 北海道クリーン農業推進協議会が実施する YES!clean 表示制度の運営や現地説明会の開催等を支援し、YES!clean 農産物の作付拡大に関して検討するとともに、農業改良普及センターにおいて、YES!clean 登録集団などに対しクリーン農業技術の栽培基準づくりへの指導・助言や地域に適合する栽培技術の向上に向けた指導を実施しました。
- ・ クリーン農業への理解を深めた方を会員とする YES!clean サポーターによる P R イベントや出前講座、新聞広告による制度の周知など「北海道クリーン農業推進協議会」が行う制度の普及・啓発に向けた取組を支援しました。

クリーン農業への理解促進

- ・ クリーン農業が環境保全に果たす役割等について、道民の理解促進を図るため、クリーン農業イメージキャラクターやガイドブック、DVDを積極的に活用し、パネル展や出前講座等のPR活動を実施しました。
また、農業者に対して、SDGsを進める上でのクリーン農業の重要性を啓発しました。

クリーン農業を推進するための農業生産基盤の整備

- ・ 家畜排せつ物処理施設の整備や、安全で良質な農産物を安定的に生産するために必要な排水改良、土層改良などの農業生産基盤整備を行いました。

□ YES!clean 農産物表示制度登録生産集団数及び作付面積の推移

年度 区分	平成 30 (2018)	令和元 (2019)	2 (2020)	3 (2021)	4 (2022)
実集団数	263	257	234	230	225
作付面積 (ha)	17,734	17,424	16,804	16,390	15,454

資料：北海道クリーン農業推進協議会

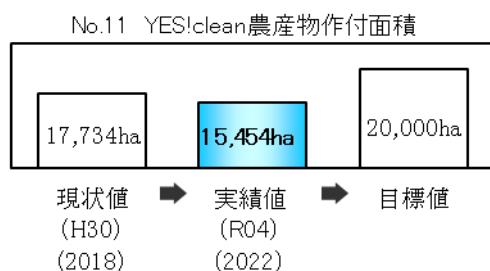


北海道安心ラベル

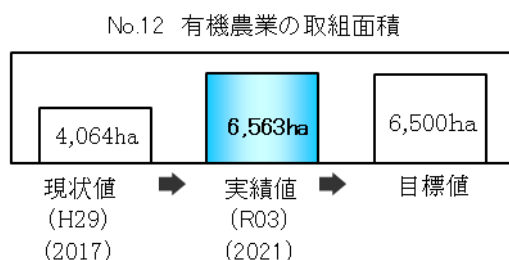
■ 今後の課題と対応

- ・ 持続可能な農業・農村を支えるクリーン農業を推進するため、北海道クリーン農業推進計画（第7期）に基づき、施策を展開します。
- ・ 近年、国連でSDGsが採択されるなど持続性のある社会づくりに対する関心が高まる中で、クリーン農業は、北海道の農業・農村が消費者の信頼を得て、競争力を有した産業として発展していく上で重要な取組です。このため、環境との調和に配慮し、持続的な農業・農村を支えるクリーン農業に取り組む必要性を農業者に啓発するとともに、クリーン農業による環境負荷の低減効果などを広く消費者や流通・販売事業者へ発信して理解を促進します。
- ・ 本道では、気候変動の影響により新規または特異的に発生した病害虫が増加しており、こうした新たな課題を踏まえたクリーン農業技術を再構築するとともに、農業者の高齢化や経営の大規模化に対応するICTなどを活用した省力化技術の開発を進め、地域の条件に即したクリーン農産物の安定的な生産を進めます。
また、農業者間の情報交換の促進や現地実証、栽培基準づくりへの支援などを通じ、クリーン農業技術を普及します。
- ・ YES!clean 制度に取り組む生産集団は、構成員の高齢化をはじめ、生産に要する手間や生産コストに見合った価格面でのメリット感が少ないことなどから減少傾向にあります。このため、農業者への技術支援などにより登録集団の増加を図るとともに、消費者に対するPRや学校給食への利用促進、食育活動の推進、さらには、流通・販売事業者への理解促進による安定した販路拡大を推進して、YES!clean 農産物の生産拡大を図ります。
- ・ 国際水準GAPは、食品安全における農薬の適正使用や環境保全における適切な施肥、廃棄物の適正処理などを確実に行う取組であることから、クリーン農業を推進する上で効率的かつ効果的です。このため、モデル実践事例の指導や検討等による指導体制の充実・強化、農業教育機関等の認証取得への支援により、国際水準GAPの実践拡大を図ります。

主な指標



※目標値は「第7期北海道クリーン農業推進計画」の目標指標



イ 有機農業の推進

■ 現 状

化学肥料や化学合成農薬を使用しないことを基本とする有機農業は、環境への負荷をできるだけ低減した農業生産方式であり、クリーン農業の取組とともに、環境保全型農業を推進するための先導的な役割を担っています。

平成18年（2006年）に成立した「有機農業の推進に関する法律」を踏まえ、平成20年（2008年）3月に第1期「北海道有機農業推進計画」を策定して以降、現在では第4期計画（令和3年（2022年））に基づき有機農業に関する様々な施策を推進しています。

令和4年（2021年）3月末現在で、有機JASの認証を受けている農家は304戸、面積は5,434haとなっています。

□ 有機農家戸数及び面積の推移

区分 \ 年度	平成29年度 (2017)	30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	2年度 (2020)	3年度 (2021)
販売農家戸数	36,300	35,800	37,700	30,566	29,700
有機JAS認定農家戸数	281	291	275	300	304
有機JAS圃場面積 (ha)	2,694	2,757	2,614	3,650	5,434

資料：農林水産省「県別有機認証事業者数一覧」、「県別有機JASほ場の面積」、「世界農林業センサス」、「農林業センサス」、「農業構造動態調査」

■ 令和4年度（2022年度）に講じた施策

有機農業技術の開発・普及

- ・ 道総研と連携し、有機農業に関する技術や知識の普及を推進するため、指導者である農業改良普及センターの職員などを対象とした、有機農業担当者レベルアップ研修会を開催しました。

有機農業への参入・定着の促進

- ・ 有機農業への参入・定着を促進するため、行政の支援策や研修を受入れられる有機農業者の情報を発信するとともに、道立農業大学校において新規就農希望者や後継者に対し有機農業に関する講義を実施するなど、有機農業に対する理解促進に取り組みました。
- ・ 各（総合）振興局単位での有機農業者等間の情報交換や研修活動などのネットワーク活動の充実に取り組みるとともに、有機農業者等の地域を越えた交流を促進するため、全道的な交流会を開催しました。
- ・ 有機農業への転換を推進するため、指導者への有機 JAS 制度の研修や先進事例をまとめた「有機農業転換への手引き」を作成し、ホームページに掲載しました。

有機農業を核とした新たな展開

- ・ 農業関係者等の理解促進を図るため、地域における有機農産物を活用した食育に取り組んでいる優良事例を紹介するセミナーや、小学生等が有機農業、有機農産物への理解促進を図るため、親子で参加する「オーガニック学習会&体験教室」を開催しました。

販路の確保

- ・ 有機農産物等の販路を確保するため、宅配事業や自ら販売店を経営する有機農業者による優良事例の紹介など、新たな販路拡大を目指した生産者向けセミナーを開催しました。

理解の醸成

- ・ 有機農業について広く道民にPRするため、パンフレットを作成し、「有機 JAS 制度のPR活動」等のイベントで配布するとともに、道のホームページに掲載しました。
- ・ 有機農業や有機農産物に対する一般消費者の理解醸成を図るため、「オーガニック学習会&体験料理教室」を開催しました。（再掲）

■ 今後の課題と対応

- ・ 有機農業は、生産面では、栽培技術の習得が難しく、一層の普及や技術開発が必要となっているほか、有機農業の生産が地域に定着していくためには、市町村や農業者のグループなど地域が一体となって、有機農業に参入する者を支え、慣行農法からの転換を推進していくことが必要です。
- ・ また、道が実施した消費者に対するアンケートでは、有機農産物等を良いイメージでとらえる消費者が多い一方、その価値が十分に認識されていない結果となっていることから、消費者の購入意欲の向上とともに、有機農業者と流通・販売事業者を結びつけることなどにより、安定的な販路を確保していくことが課題となっています。

- 道では、これらの状況を踏まえ、令和4年度（2022年度）から5か年を計画期間とする「北海道有機農業推進計画(第4期)」を策定し、「有機農業の取組拡大」、「有機農業技術の開発・普及推進」、「有機農産物等の販路拡大」、「有機農業への理解醸成」と4本の推進方針により、施策を展開していくこととしています。

(2) 遺伝子組換え作物の栽培による交雑及び混入の防止

■ 現 状

遺伝子組換え作物の開放系（屋外やビニールハウスなど）での栽培によって、一般作物との交雑や混入が起これば、生産・流通上の混乱が生じるとともに、周辺の生産者をはじめ、地域農業全体に大きな経済的損失をもたらすなどの影響が懸念されます。

このため、道では平成17年度（2005年度）に、遺伝子組換え作物と一般作物との交雑や混入を起こさないよう、「北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例」（以下「GM条例」という。）を制定するとともに、「遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等防止措置基準」（以下「交雑等防止措置基準」という。）や試験研究機関の要件などを決めました。

■ 令和4年度（2022年度）に講じた施策

条例の周知と栽培計画の把握

- GM条例の内容などを道のホームページに掲載するなど、道民への情報提供に努めました。
- 令和4年（2022年）7月にGM条例の対象となる範囲を、食用若しくは飼料用などにする改正を行い、改めて北海道の「食の安全・安心」の確保を目的とした条例であることを明確にしました。
- 関係機関・団体等と連携して、道内における開放系での遺伝子組換え作物の栽培計画調査を実施するなど状況把握に努めました。

遵守事項の徹底と立入検査の実施

- GM条例では、一般栽培の場合は許可制、試験研究機関が行う試験栽培の場合は届出制としていますが、令和5年（2023年）3月末まで、許可申請及び届出は行われていません。

■ 今後の課題と対応

- 令和元年度（2019年度）に実施した道民意識調査によると、遺伝子組換え食品の安全性や遺伝子組換え作物を栽培することによる環境への影響について、7割弱の方が不安に思っています。また、同時期に実施した地域意見交換会や道民意見募集では、「遺伝子組換え技術が必要になったときに対応できるよう技術開発を進めるべきであるが、選択できるようにすることが大事」、「生産や流通の混乱防止などの観点から条例は必要」といった意見が出されるなど、条例制定当時から遺伝子組換え作物などに対する消費者の意識に大きな変化は見られません。

道としては、引き続き、遺伝子組換え作物等に関する正確かつ適切な情報提供とリスクコミュニケーションに取り組めます。

- GM条例は、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」(以下「カルタヘナ法」という。)に規定する遺伝子組換え生物等であって、作物その他栽培される植物を規制の対象としています。新たな育種技術であるゲノム編集技術を利用して得られた農作物の中には、カルタヘナ法に規定する遺伝子組換え生物等に該当し、GM条例の対象となるものと、カルタヘナ法の遺伝子組換え生物等に該当せず、GM条例の対象とはならないものがあります。

道としては、令和元年度(2019年度)に実施したGM条例の点検・検証における議論等を踏まえ、国に対して、ゲノム編集技術及びゲノム編集技術を利用した食品について不安を抱く国民への丁寧な説明をはじめ、ゲノム編集技術利用した食品の安全性に関する科学的な検証や生物の検出手法の開発、表示など消費者が食品の選択をできる仕組みの創設を要請していきます。

□ 交雑等防止措置基準

○ 隔離距離による交雑防止措置(栽培に当たり交雑防止対象作物等と隔離すべき距離)

遺伝子組換え作物	交雑防止対象作物等 (同種作物・交雑可能雑草)	隔離すべき距離	
		距離	左の条件
イネ	イネ	300m以上	
		52m以上	1 300mの範囲内の一般イネとの出穂期の差を2週間以上確保するよう植付 2 出穂期の差が2週間以上とならないときは、花粉の生成、飛散防止措置を執る
ダイズ	ダイズ・ツルマメ	20m以上	
テンサイ	テンサイ・飼料用ビート・食用ビート・フダンソウ	2,000m以上	
トウモロコシ	トウモロコシ・テオシント	1,200m以上	
ナタネ	西洋ナタネ・ナバナ・ハクサイ・カブ・コマツナ・チンゲンサイ・ツケナ・カラシナ・タカナ・カイラン等	1,200m以上	防虫網の設置その他の昆虫による花粉の飛散を防止する措置を執る

○ 隔離距離によらない交雑防止措置(上記隔離距離を確保できない場合に併せて執るべき措置)

- ・ 交雑防止対象作物との間の距離の最大限の確保
- ・ 花粉の生成や飛散の防止(摘花、除雄、袋かけ、防風網、防虫網など)
- ・ 開花期を重複させない時期的な隔離

資料：北海道農政部

主な指標

No.13 開放系での遺伝子組換え作物の栽培計画調査回数



(3) 家畜伝染病の発生の予防及びまん延の防止

■ 現 状

口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、アフリカ豚熱（以下「ASF」という。）等の海外悪性伝染病は、近隣諸国をはじめとした世界各地で発生が継続して確認されており、日本国内に不正に持ち込まれた海外旅客の手荷物中の肉や肉製品等からもASFなど家畜伝染病の病原体が検出される事例が確認されているほか、平成30年（2018年）9月、国内では26年ぶりに岐阜県において確認された豚熱（以下「CSF」という。）についても、海外から病原体が持ち込まれた可能性が高いと指摘されています。新型コロナウイルス感染症に関する入国規制の緩和（2022年10月）以降、我が国への入国者が増加していることから、これらの病原体の国内への侵入について、引き続き予断を許さない状況です。

□ 入国者の携帯品（畜産物）による輸入禁止品等の検疫状況

区 分	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	2年 (2020)	3年 (2021)	4年 (2022)
件数 (件)	93,897	109,928	29,189	18,726	54,429
重量(kg)	109,056	69,124	16,888	13,010	35,729

資料：農林水産省動物検疫所企画管理部調査課調べ

特に、高病原性鳥インフルエンザは、令和2年（2020年）秋以降、全国的な発生が確認され、道内では令和4（2022年）に入り、農場に近い存在であるカラスでの陽性事例が相次ぎ、家きんでも52万羽規模の大規模養鶏場やエミュー飼養農場を含む4事例で発生が確認されたところです。

さらに、令和4年（2022年）秋から令和5年（2023年）にかけては、10月～11月に道内で2事例の発生が確認されるとともに、過去にないペースで全国的な発生が相次ぎ、3月～4月にも道内の大規模3養鶏場で発生が確認され、約120万羽が殺処分されました。

道では、これら海外悪性伝染病の発生を未然に防止する観点から、家畜等を飼養する農場等に対し、家畜伝染病予防法に基づく立入検査及び飼養衛生管理基準の遵守に係る指導を行うとともに、清浄性を確認するための検査等を実施し、発生予防に努めています。

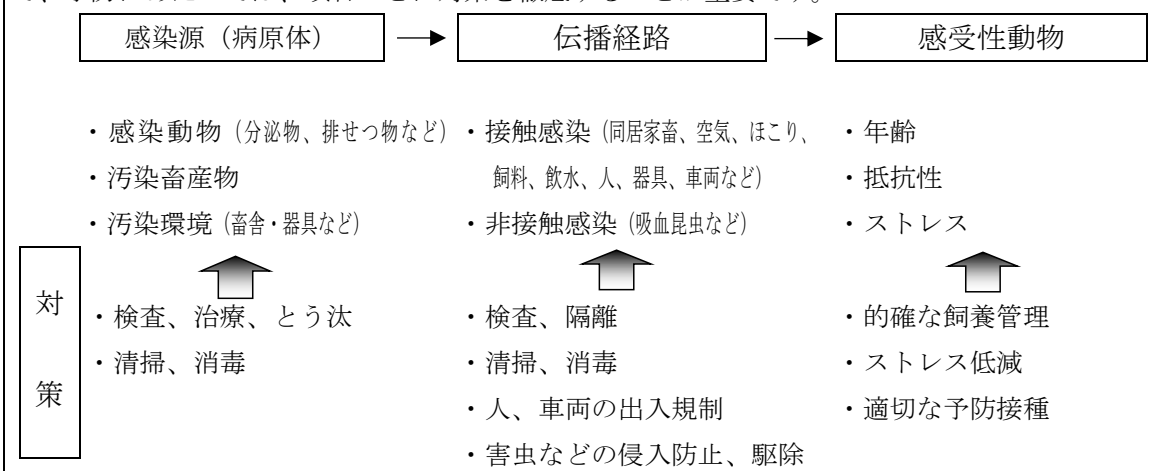
牛等に慢性的な下痢を引き起こすヨーネ病については、家畜伝染病予防法に基づく定期検査の実施により、毎年700頭前後の感染牛を摘発しています。

牛海綿状脳症（BSE）については、平成13年（2001年）9月に国内で初めて発生が確認されましたが、飼料規制と特定危険部位の除去を中心としたBSE対策の実施により、平成25年（2013年）5月に国際獣疫事務局（OIE）総会で、過去11年以内に自国内で生まれた牛において新たな感染が見られないことから、「リスクを無視できる国」（BSE清浄国）の認定を受けました。道では、牛の肉骨粉を原料とする飼料の使用を禁止する飼料規制を継続するとともに、死亡牛の検査を実施し、BSE対策の有効性を確認しています。

また、と畜場に搬入された牛の検査については、厚生労働省の省令改正により、平成29年（2017年）4月から原則廃止としましたが、全身症状を呈する等、と畜検査員が必要と認めた牛を対象として検査するとともに、特定危険部位を除去することにより、牛肉の安全性を確保しています。

□ 家畜の伝染病予防のポイント

病原体と家畜の間で感染が成り立つには、①病原体が存在する感染源があること、②家畜までの伝播経路があること、③病原体を受け入れる家畜（感受性動物）がいること、の3つの条件が必要で、予防にあたっては、項目ごとに対策を徹底することが重要です。



■ 令和4年度（2022年度）に講じた施策

家畜防疫体制の整備

- ・ 家畜伝染病予防法に基づき牛、豚、馬、鶏及び蜜蜂等の検査を実施するとともに、輸移入家畜の着地検査や、原因不明疾病の病性鑑定等を実施し、各種伝染病の発生予防とまん延防止に努めました。特に、牛のヨーネ病については、家畜伝染病予防法に基づく定期検査により感染牛の早期発見・早期摘発に努めるとともに、発生農場の同居牛検査やハイリスク牛の自主的とう汰の促進等に取り組みました。

また、同法に基づき飼養衛生管理指導等計画を作成し、家畜及び家きんを飼養する農場に対し、飼養衛生管理基準の徹底について指導を行い、家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止の促進等に取り組みました。

- ・ 口蹄疫などの海外悪性伝染病等の侵入に備え、北海道家畜伝染病防疫対策要綱及び防疫対応マニュアルの見直しを検討するとともに、これに基づき自衛防疫組織等の関係機関と連携し、家畜飼養農場等への指導・啓発や防疫演習を実施し、家畜防疫体制の整備・維持に努めました。

また、海外悪性伝染病発生時に円滑かつ迅速な防疫作業を行うため、緊急防疫資材を備蓄するとともに、関係団体や企業等と消毒や埋却作業、防疫資材の調達や輸送等に関する協定を締結しました。

- ・ 海外悪性伝染病の侵入防止のため、関係団体等と連携の上、本道の玄関口となる各空港及び新函館北斗駅（新幹線到着駅）、道外と定期航路のある港のフェリーターミナル及びフェリーにおいて消毒マットを設置し、靴底消毒を実施しました。

- ・ 特に、高病原性鳥インフルエンザについては、本道の家きんを飼養する農場に対し、飼養衛生管理の徹底及び毎月の自己点検と改善の実施を強く指導するとともに、令和4年（2022年）10月～11月の道内での発生を踏まえ、農場への侵入防止を徹底するため、令和4年（2022年）11月16日に100羽以上の家きんを飼養する農場に対して、家畜伝染病予防法第9条に基づく緊急消毒を命令しました。

また、その後の全国的な発生状況を踏まえ、本病のまん延を防止するため、令和5年（2023年）3月6日に家畜伝染病予防法第30条に基づく緊急命令を行うなど、対策を徹底しました。

感染症の発生動向の把握

- 「特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、CSF、ASF、鳥インフルエンザ等のモニタリングを行うとともに、家畜の伝染病に関する情報を収集し、関係者へ周知し注意喚起を図り、早期発見とまん延防止に努めました。

BSEの牛への感染防止と感染実態の把握

- 飼料の適正な給与を進めるとともに、BSEの原因と考えられている肉骨粉等の動物性たんぱく質の牛への誤用・流用を防止するため、農場で使用されている流通飼料を検査しました。
- BSEの清浄性確認状況を把握し、飼料規制などのBSE対策の有効性を確認するため、死亡前に歩行困難又は起立不能を呈していた48か月齢以上の牛や96か月齢以上の一般的な死亡牛等を検査しました。
- と畜場に搬入された24か月齢以上の牛の生体検査において、BSE検査の対象となる神経症状が疑われるもの及び全身症状を呈するものの有無について確認しました。

生産段階での衛生管理強化の指導

- 家畜伝染病予防法で規定する「飼養衛生管理基準」の遵守について、家畜の飼養農場への指導を行いました。

□ と畜場におけるBSE検査の実施状況

年度	実施状況 検査数	スクリーニング検査結果		確認検査結果		確定診断 結果件数 (陽性)
		陰性とされた件数	確認検査に回された件数	陰性とされた件数	確定診断に回された件数	
平成30(2018)	0	0	0	-	-	-
令和元(2019)	3	3	0	-	-	-
2(2020)	1	1	0	-	-	-
3(2021)	0	0	0	-	-	-
4(2022)	0	0	0	-	-	-

資料：北海道保健福祉部（道内保健所設置市分を含む）

□ 死亡牛のBSE検査の実施状況

年度	実施状況 検査数	スクリーニング検査結果		確認検査結果		確定診断 結果件数 (陽性)
		陰性とされた件数	確認検査に回された件数	陰性とされた件数	確定診断に回された件数	
平成30(2018)	38,484	38,484	0	-	-	-
令和元(2019)	11,349	11,349	0	-	-	-
2(2020)	10,705	10,705	0	-	-	-
3(2021)	10,171	10,171	0	-	-	-
4(2022)	9,472	9,472	0	-	-	-

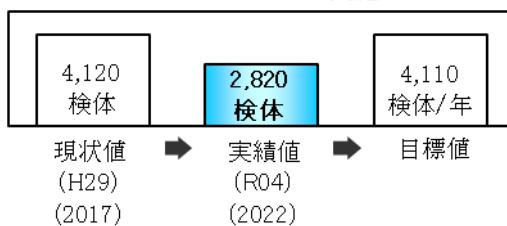
資料：北海道農政部

■ 今後の課題と対応

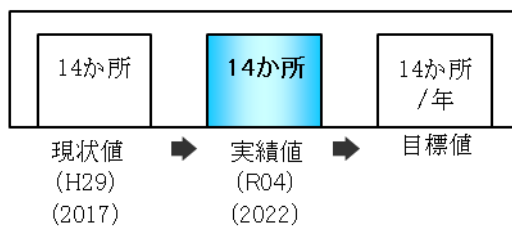
- 家畜の伝染病の発生予防やまん延防止には、飼養衛生管理基準を遵守することが基本であり、飼養農場が確実に実行するよう取り組むことが必要なことから、令和5年度は「飼養衛生管理指導等計画」により道内の飼養衛生管理の指導等の実施方針を決定し、重点指導事項として、①人、車両、物品等を介した病原体の侵入防止対策の徹底、②野生動物を介した病原体の侵入防止対策の徹底、③家畜の異状を確認した場合の早期発見、早期通報の徹底の3点を掲げた指導を徹底します。
また、高病原性鳥インフルエンザ等の海外悪性伝染病の発生に備え、関係機関と連携して防疫演習を実施するなど防疫体制の強化に努めるとともに、関係機関・団体の関係者や飼養農家へ衛生管理の重要性を指導・啓発し、侵入防止対策の一層の強化に努めます。
- 家畜伝染病予防法に基づく検査等を実施し、各種伝染病の発生予防とまん延防止を図るとともに、発生動向を把握するため、高病原性鳥インフルエンザ等のモニタリングや家畜伝染病に関する情報を収集し、早期発見とまん延防止に努めます。
- 牛のヨーネ病については、市町村や農業協同組合など地域関係者との連携を一層強化し、感染牛の早期発見・早期摘発に努めるとともに、農場毎に飼養衛生管理の重点指導を行うなど、早期清浄化に努めます。
- 道産牛肉の安全性を確保するためには、飼料の適正な利用・管理や、試験研究機関におけるBSE関連試験研究を推進していくことが必要です。
- 死亡牛のBSE検査については、BSE対策の有効性を確認するため、神経症状等を呈した牛や96か月齢以上の死亡牛のサーベイランスを実施し、監視に努めます。
- と畜場におけるBSE検査については、24か月齢以上の牛のうち、生体検査において神経症状が疑われるもの及び全身症状を呈するものの検査を引き続き実施し、牛肉の安全性の確保に努めます。

主な指標

No.14 鳥インフルエンザの検査羽数
(サーベイランスの実施)



No.15 監視伝染病に関する防疫演習の実施



3 水産物の安全及び安心の確保

(1) 生鮮水産物の鮮度の保持

■ 現 状

生鮮水産物は、鮮度の低下が早いとため、消費者に良質な水産物を提供していく上で漁獲の段階から鮮度保持を図ることが重要です。

消費者は、水産物に対しては、安全性に加えて鮮度など、通常の食品より一段高い品質の商品を求める傾向にあります。

道では、衛生管理の視点を踏まえた鮮度保持に関する取組を促進するため、平成 18 年度(2006 年度)に「生鮮水産物鮮度保持マニュアル」、平成 29 年度(2017 年度)に「ブリ・サバ鮮度保持マニュアル」(以下「鮮度保持マニュアル」という。)を取りまとめ、衛生管理の普及に努めています。

■ 令和 4 年度(2022 年度)に講じた施策

鮮度保持技術の普及・定着

- 道産水産物に有効と考えられる鮮度保持技術を取りまとめた「鮮度保持マニュアル」について、道のホームページに掲載し、衛生管理の普及拡大を図りました。

鮮度保持に向けた取組

- 鮮度保持などの高度化を目的とした施設整備などについて、地域と連携して取り組みました。
- 漁業者が水産物を水揚げする際の鮮度保持に役立てるため、屋根付き岸壁などを有する漁港の整備を進めました。

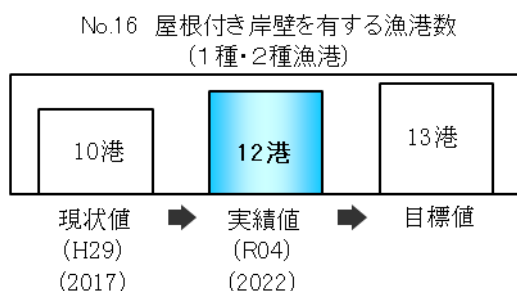
■ 今後の課題と対応

- 道産水産物の販売をより優位に進めていくには、「天然・新鮮でおいしい」という道産水産物のイメージをさらに高めるなど、差別化対策を進める必要があります。

また、農畜産物に比較して鮮度低下が早い水産物については、衛生管理手法を基本としながら鮮度指標を使うなど、目に見える形で鮮度保持技術の有効性を漁業者・仲買人等に示していく必要があります。

- このため、「鮮度保持マニュアル」の普及や、漁業者や漁業協同組合等が進める活締めなどブランド化に向けた取組を支援することにより、漁獲時から一貫した鮮度保持体制の構築を進めます。

主な指標



(2) 貝類の安全確保

■ 現 状

ホタテガイ等の二枚貝は、毒素を持つプランクトンを餌として摂取し、その毒素を体内に蓄積することにより、貝毒を発生することがあります。

毒化した二枚貝を喫食することにより、健康被害が生じる可能性があるため、食品としての安全性を確保するため、二枚貝の出荷・加工に際し、貝毒検査や加工場に対する巡回指導等を行っています。

■ 令和4年度（2022年度）に講じた施策

貝毒検査の実施

- 二枚貝の食品としての安全性を確保するため、全道20海域で道や生産者が貝毒検査を行い、基準を超えた生産海域の出荷規制を講じました。

□ 貝毒規制基準等

(1) 貝毒の主な症状

貝毒には、痺れが主な症状である麻痺性貝毒と、下痢・腹痛などが主な症状である下痢性貝毒が知られています。

(2) 出荷規制基準

「北海道における二枚貝等の貝毒管理要綱」の規定により、出荷規制基準が定められています。自粛規制は、道関係部と道漁連が協議し、二枚貝等の安全流通を担保するため、出荷規制基準として定められています。

貝毒の種類	規制区分	部 位	貝毒の規制基準値
麻痺性貝毒	自粛規制	可食部	3 MU/g
		中腸腺	20 MU/g
	自主規制	可食部	4 MU/g
下痢性貝毒	自粛規制	可食部	0.08mg OA当量/kg
	自主規制	可食部	0.16mg OA当量/kg

注) MU：マウスユニット。 OA：オカダ酸。

資料：北海道水産林務部

出荷体制に対する指導の徹底

- 貝毒発生期に中腸腺など毒蓄積部分を適切に除去することにより、ホタテガイの出荷が認められた認定工場に対する巡回指導などを行いました。

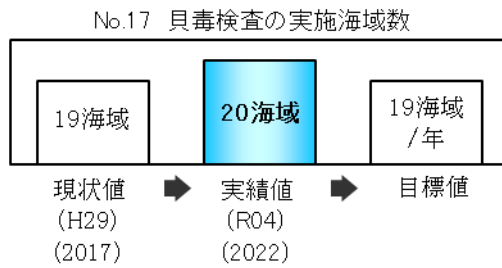
貝毒プランクトン調査の実施

- 二枚貝の安全及び安定的な生産を確保するため、二枚貝の毒化の原因となるプランクトンの発生状況を監視し、生産者等に情報提供しました。

■ 今後の課題と対応

- ・ 二枚貝の貝毒に係る安全確保のためには、その原因となるプランクトンの発生状況を定期的に把握することや、貝毒の有無について定期的に検査することが必要です。
- ・ このため、貝毒の原因となるプランクトンの発生状況については、定期的にモニタリングを行い、貝毒発生の予測に役立て、二枚貝の安全確保に努めます。
- ・ 生産漁協が出荷時に行う貝毒検査と道が定期的に行う貝毒検査などにより、今後とも安全な二枚貝の出荷体制の確保に取り組めます。

主な指標



4 生産資材の適正な使用等

(1) 農薬の適正な使用等

■ 現 状

農薬は、農薬取締法により無登録農薬の製造・輸入・販売・使用が禁止されるとともに、登録を受けた農薬については使用基準を遵守することが義務付けられています。また、食品衛生法に基づくポジティブリスト制度が導入されており、道では農業者等に対して本制度に対応した農薬の適正使用を指導しています。

なお、平成30年（2018年）12月に農薬取締法が改正され、再評価制度の導入と農薬の登録審査の見直しが行われ、安全性の一層の向上が図られることとなりました。

道では、安全・安心な農産物等を消費者に提供するとともに、農薬による人畜や周辺環境に対する影響を防止するため、法令の遵守を徹底し、農薬の適正な使用及び保管、自主検査の実施、流通段階の農産物等の残留検査などの安全対策を推進しています。

また、生産量が少ない地域特産農作物である、いわゆるマイナー作物については、登録農薬が少ないことから、病害虫等を適切に防除できず、安定供給に支障を来すことが懸念されるため、道では生産者等の要望を踏まえ、関係機関・団体と連携して必要な試験を実施し、農薬登録を促進しています。

□ 農薬の適正使用に関する指導

- 1 ラベル表示を確認し、ラベルに記載された使用方法の遵守
- 2 暑くなる日中を避け朝夕の涼しい時間帯に、風向きに注意し散布
- 3 散布機械・器具の適正な使用
- 4 前回使用した薬液が残らないよう防除器具を十分に洗浄
- 5 無人航空機による安全かつ適正な防除 など

資料：北海道農政部

■ 令和4年度（2022年度）に講じた施策

農薬の適正使用の推進

- ・ 北海道農薬指導士認定研修会を開催し、農薬指導士を認定するとともに、農薬販売業者等の立入検査を実施しました。
- ・ 農薬の適正使用を徹底するため、各地域において各種指導資料を作成し、農業団体などに配布しました。
- ・ かぼちゃについては、食品衛生法に基づく残留基準値を超える有機塩素系殺虫剤ヘプタクロルが検出される事例が発生することから、農業団体が行う作付け予定圃場の土壌や出荷前のかぼちゃの残留農薬検査への支援など、必要な対策を推進しました。

□ 北海道農薬指導士の認定状況

年 度	平成 30 (2018)	令和元 (2019)	2 (2020)	3 (2021)	4 (2022)
認定件数	2,103	2,124	2,190	2,242	2,257

資料：北海道農政部

□ 農薬販売業者の立入検査件数

年 度	平成 30 (2018)	令和元 (2019)	2 (2020)	3 (2021)	4 (2022)
立入検査件数	100	69	67	85	128

資料：北海道農政部

マイナー作物の安定供給に必要な農薬登録の推進

- 登録農薬の少ないマイナー作物について、関係機関・団体と連携して薬効・薬害試験等を実施し、メーカーによる農薬登録を推進しました。

□ マイナー作物に係る農薬登録数の推移

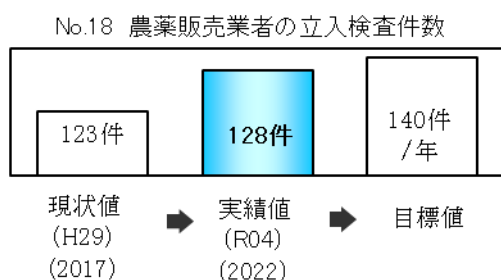
年 度	平成 30 (2018)	令和元 (2019)	2 (2020)	3 (2021)	4 (2022)
登録数	2	2	4	5	4
計	74	76	80	85	89

資料：北海道農政部

■ 今後の課題と対応

- 農薬使用者は、農薬取締法に基づき、農薬使用基準を遵守するとともに、残留農薬等のポジティブリスト制度に対応した農薬の適正かつ安全な使用が求められていることから、農薬取締法に基づく使用基準に沿った適正かつ安全な使用が図られるよう指導に努めるほか、ポジティブリスト制度に対応したドリフト（飛散）防止対策等の指導を徹底します。
また、農薬取締法の改正内容を踏まえた適正な農薬の販売が行われるよう、農薬販売業者に対し、法令遵守について指導に努めます。
- 残留基準値を超えた農産物の出荷を防ぐため、農業団体が行う残留農薬検査に対して支援します。
- 適用のある農薬が少ないマイナー作物や新たな作物については、安定供給を図るため農薬登録を拡大することが必要なことから、関係機関・団体などと連携し、メーカーによる農薬登録の拡大を進めます。

主な指標



(2) 動物用医薬品の適正な使用等

■ 現 状

動物用医薬品は、畜産物等の生産において疾病の予防や治療に使用されるため、不適正に使用された場合には動物用医薬品が畜産物等に残留したり、薬剤耐性菌が出現するなど、食品の安全性に影響を及ぼすおそれがあることから、道では、動物用医薬品の販売から使用までの各段階において、販売業者や飼育動物診療施設等への監視指導や生産者への啓発や指導を行っています。

■ 令和4年度（2022年度）に講じた施策

動物用医薬品の適正販売の推進

- 動物用医薬品の適正流通・販売の推進を目的に、動物用医薬品販売業者に対し、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（以下「薬機法」という。）等が遵守されるよう監視指導を行いました。
- 動物用医薬品を扱う全店舗等を対象とした立入検査を計画的に実施し、動物用医薬品販売業者に対して動物用医薬品の保管や販売状況を監視し、違反事例の取締りを行いました。

動物用医薬品の適正使用の推進

- 動物用医薬品の適正使用の推進を目的に、獣医師に対し、「薬機法」、「獣医師法」、「獣医療法」等の遵守、また、薬剤耐性対策のための抗菌剤の慎重使用について啓発を行うとともに、畜産関係団体と連携し、生産農場に対し指導を実施しました。
- 飼育動物診療施設の立入検査を計画的に実施し、獣医師に対して動物用医薬品の適正な管理と生産者への使用指示状況について、監視指導を行いました。
- 畜産物の安全性確保のため、関係機関との情報交換等に努めました。

□ 動物用医薬品販売業者・動物診療施設の立入検査結果

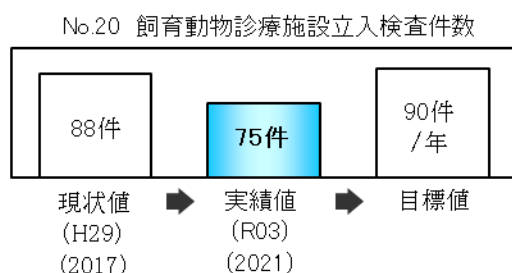
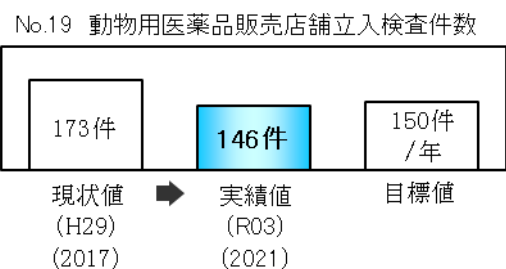
検査結果 年度	立入検査 実施箇所	違 反 発 見 件 数				
		制限品目 販 売	変更届 未提出	陳列・保管 不 備	そ の 他 (記録表示不備等)	計
平成 29 (2017)	263	5	31	13	66	115
30 (2018)	230	2	39	18	41	100
令和 元 (2019)	213	1	25	14	33	73
2 (2020)	223	3	18	11	41	73
3 (2021)	221	1	14	10	68	93

資料：北海道農政部

■ 今後の課題と対応

- 安全・安心な畜産物等を消費者に提供するためには、動物用医薬品の販売から使用までの各段階において安全対策を進めることが必要です。
- このため、関係法令が遵守されるよう動物用医薬品販売業者や獣医師に対する監視指導を行うとともに、生産者に動物用医薬品の適正な使用を指導します。

主な指標



(3) 飼料及び飼料添加物の適正使用と良質な飼料の確保

■ 現 状

安全な畜産物等を生産するため、飼料は「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律」(以下「飼料安全法」という。)により、製造・輸入から販売、使用の各段階において各種の規制がなされ、立入検査などを通じて、飼料の安全の確保に努めています。

また、道内の恵まれた草地資源などから生産される良質な自給飼料の利用を基本とする自給飼料基盤に立脚した酪農・畜産経営の確立に向けて、飼料増産のための草地整備等を推進しています。本道の酪農・畜産経営における飼料自給率は、近年はほぼ横ばいで推移しており、令和2年(2020年)は50.8%(乳牛、肉牛合計)となっています。

□ 飼料安全法の主な規制内容

- 1 飼料や飼料添加物の輸入・製造・販売業者の届出義務
- 2 配合飼料、混合飼料、飼料添加物等の表示義務
- 3 飼料等の輸入・製造・販売業者の帳簿記載及び保存の義務
- 4 飼料使用者の帳簿記載及び保存の励行

□ 安全で良質な飼料の確保対策

- 1 飼料製造業者、販売業者等への立入検査の実施
- 2 牛用飼料への肉骨粉混入監視調査の実施
- 3 関係機関と連携した飼料自給率向上に関する情報共有
- 4 草地の植生改善に向けた取組の推進
- 5 飼料生産基盤の計画的な整備の推進

資料：北海道農政部

■ 令和4年度（2022年度）に講じた施策

飼料の安全性の確保

- ・ 飼料の安全を確保するため、飼料製造・販売業者や畜産農家等に対する立入検査・指導、牛用飼料への肉骨粉等混入監視調査などを実施しました。

□ 飼料製造・販売業者等への立入検査の実施状況

年 度	平成 30 (2018)	令和元 (2019)	2 (2020)	3 (2021)	4 (2022)
検査件数	231	155	151	130	122

資料：北海道農政部

自給飼料の増産

- ・ 飼料自給率の向上を図るため、関係機関による自給飼料増産に向けた情報共有を進めるとともに、全道各地において難防除雑草を駆除するなどの、草地の植生改善を進めるための取組を推進しました。
- ・ 無人航空機（UAV：通称ドローン）や衛星データを活用したセンシングなどのICT技術を活用した、効果的なピンポイント草地更新の技術について、全道5か所で現地研修会を行い、省力的な草地更新や草地管理の効率化を進めるための取組を推進しました。

飼料生産基盤の整備

- ・ 飼料作物の生産性向上を図るため、草地等の起伏修正や排水改良など飼料生産基盤の整備を推進しました。

■ 今後の課題と対応

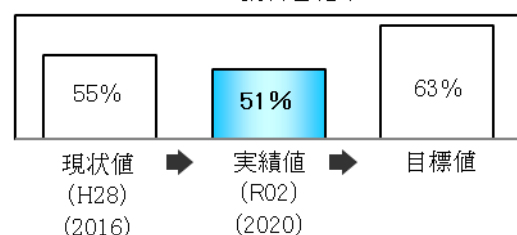
- ・ 飼料安全法の適切な運用を図り、飼料の安全を確保するため、国、独立行政法人農林水産消費安全技術センター、都府県等と連携しながら、飼料の製造、輸入、販売、使用の各段階における検査及び指導を実施することが必要です。
- ・ このため、飼料の製造・販売業者に対する厳格な検査・指導と畜産農家に対する的確な指導を行い、飼料の安全を確保します。
- ・ BSEの原因と考えられている肉骨粉等の動物性たんぱく質の牛への誤用・流用防止のため、流通飼料の検査を行います。
- ・ 飼料自給率の向上を図るため、輸入飼料に依存することなく、道内の恵まれた草地資源などから生産される良質な自給飼料の利用を基本とした畜産物等の生産に努めます。

主な指標

No.21 飼料製造・販売業者等への立入検査件数



No.22 飼料自給率



5 生産に係る環境の保全

(1) 農用地の土壤汚染の防止

■ 現 状

有機性廃棄物のたい肥などへのリサイクルの推進によって、家畜の排せつ物や食品・水産加工場から排出される野菜残さ、魚かす等を原料とした特殊肥料の生産が行われています。

しかし、特殊肥料については、有害成分（ひ素、カドミウム、水銀等）の含有量に係る規制がないため、肥料に混入した有害成分が農業生産はもとより土壤環境に影響を与えることが懸念されることから、道では特殊肥料の届出の際に生産業者有害成分の分析を行うよう指導するなどして安全性の確保や適正使用の推進に努めています。

■ 令和4年度（2022年度）に講じた施策

肥料の適正使用の推進

- 肥料の品質の確保等に関する法律に基づき、肥料生産業者への立入検査を実施したほか、特殊肥料生産業者の知事への届出の際に有害物質の分析結果を提出するよう指導し、肥料の安全性の確保に努めました。
- 「北海道施肥ガイド」や「北海道における有機質資材の利用ガイド」（平成17年（2005年）3月）に基づき、適正施肥や有機質資材の適切な利用の指導等を実施しました。
- 「下水汚泥施用土壌のモニタリングのための実施要領」に基づくモニタリングを実施し、施用土壌の重金属蓄積の防止に努めました。

□ 特殊肥料生産業者届出状況

年度	届出状況 受理 件数	う ち た い 肥		
		家畜排せつ物	生ゴミ等	
平成30(2018)	27	19	13	6
令和元(2019)	26	22	11	11
2(2020)	30	20	18	2
3(2021)	98	95	92	3
4(2022)	18	9	8	1

資料：北海道農政部

□ 肥料生産業者立入検査の実施状況

年度	平成30 (2018)	令和元 (2019)	2 (2020)	3 (2021)	4 (2022)
実施状況					
立入検査件数	32	31	35	30	33
うち特殊肥料生産業者数	29	27	31	26	30

資料：北海道農政部

□ 下水汚泥施用土壌のモニタリング実施

令和4年度（2022年度）報告 公共下水道管理者	21 団体
-----------------------------	-------

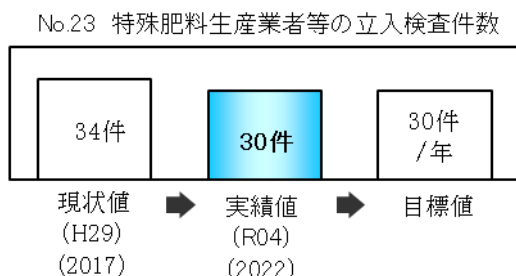
資料：北海道建設部

■ 今後の課題と対応

- 有機性廃棄物のたい肥などへのリサイクル利用に当たっては、特殊肥料の安全性を確保するとともに、有機質資材の適正使用等の指導を推進することが必要です。

このため、引き続き、肥料の品質の確保等に関する法律に基づく肥料生産業者への立入検査や有害物質の分析結果の提出に関する指導を行うほか、生産者に対し「北海道における有機質資材の利用ガイド」等に基づく適切な利用について指導を進めるなど、農用地の土壌汚染の防止に努めます。

主な指標



(2) 水域環境の保全

■ 現 状

公共用水域（河川、湖沼、海域）は、水産資源の生息の場であり、水や水域は道産食品の生産を支える場でもあることから、水域環境の保全を図っていくことが重要です。

令和3年度（2021年度）の道内の水質汚濁の状況を、有機汚濁の代表的な指標であるBOD又はCODでみると、公共用水域全体の環境基準達成率は90.1%でしたが、湖沼は45.5%と低い状況が続いています。

公共用水域について、将来にわたり良好な水環境を保全するため、地域や流域の関係者が連携し、流域を核とした健全な水循環の確保に向けた取組を進めています。

BOD（生物化学的酸素要求量）：

水中の比較的分解されやすい有機物が、好気性の微生物によって酸化分解される時に消費される酸素の量で、値が大きいほど水が汚れていることを表し、河川の有機汚濁の指標として用いられている。

COD（化学的酸素要求量）：

水中の有機物を酸化分解するのに必要な酸化剤の量を酸素量に換算したもので、値が大きいほど水が汚れていることを表し、湖沼及び海域の有機汚濁の代表的指標として用いられている。

資料：北海道環境白書

■ 令和4年度（2022年度）に講じた施策

公共用水域の常時監視、汚濁発生源対策

- ・ 水質汚濁防止法に基づき、環境基準の類型指定水域や水質監視の必要性が高い水域を対象に、常時監視を実施し、「公共用水域の水質測定結果」として公表しました。
- ・ 環境基準の達成や良好な水質の維持のため、水質汚濁防止法に基づき、工場・事業場に対し立入検査を実施するなど、監視指導を行いました。
- ・ 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律の遵守状況を巡回調査等により監視指導し、家畜排せつ物の管理の適正化に努めました。

水域の環境保全対策

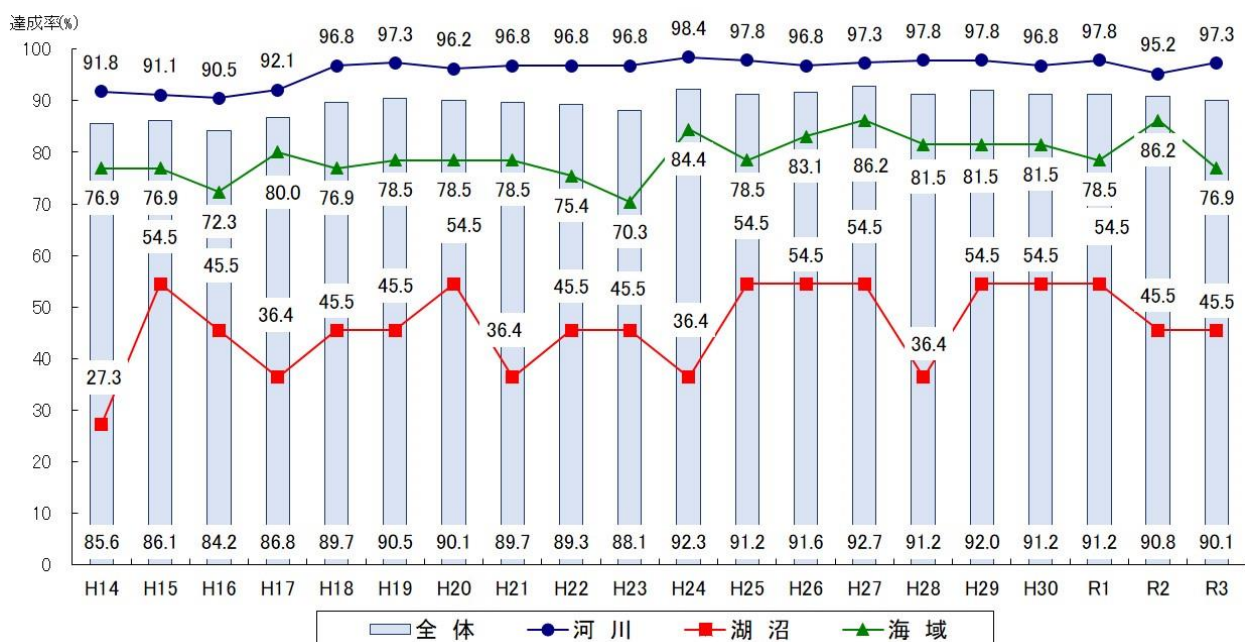
- ・ 水源のかん養や水質の浄化など森林の持つ多面的機能を発揮するため、造林や間伐などを行い、森林や河畔林の整備や保全に取り組みました。
- ・ 藻場や干潟は、水産資源の保護や培養、水質の浄化などの公益的な機能を有していることから、その維持や回復に向けた保全活動を行う組織の取組を支援しました。

□ 令和3年度（2021年度）環境基準達成状況（BOD又はCOD）

区分	達成状況	類型指定 水域数	達成水域数	達成率 (%)
河川（BOD）		186	181	97.3%
湖沼（COD）		11	5	45.5%
海域（COD）		65	50	76.9%
計		262	236	90.1%

資料：北海道環境生活部

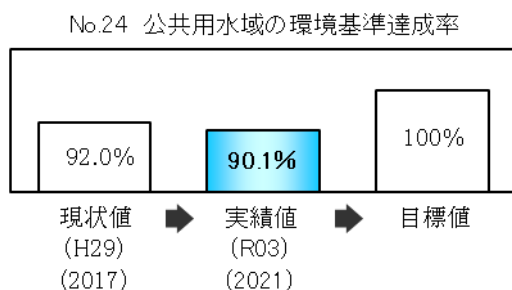
□ 公共用水域の環境基準達成率の推移（年度）



■ 今後の課題と対応

- 湖沼や一部海域などの閉鎖性水域は、水が滞留し汚濁物質が蓄積しやすい特性から水質汚濁が進みやすい上、いったん汚濁するとその改善は容易でないことから、長期にわたり環境基準が未達成の湖沼等が見受けられ、良好な水質を保つ水域の維持と、水質が悪化している水域の水質改善のための取組強化が必要です。
- 将来にわたって水域環境を良好に保つていくため、引き続き公共用水域の常時監視や汚濁発生源対策、家畜排せつ物の適正管理などの取組を進めます。

主な指標



(3) 地下水の汚染の防止

■ 現 状

近年、消費者や流通関係者は、食品自体の安全性はもとより食品が生産される環境にも注目しており、また、道内の農村には、飲料水を地下水に依存している地域もあります。

地下水の汚染については、令和3年度（2021年度）末現在、32市町村で環境基準値の超過が認められています。このうち、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素（以下「硝酸性窒素等」という。）による環境基準値の超過は、22市町村となっています。

令和3年度（2021年度）の概況調査では、道内の88井戸で調査を行った結果、7井戸で環境基準値を超過し、このうち、硝酸性窒素等による環境基準の超過は2井戸となっています。

硝酸性窒素等による地下水汚染は、農用地への過剰な施肥などが原因と考えられています。

■ 令和4年度（2022年度）に講じた施策

地下水の常時監視の実施

- 地下水の汚染を早期に発見するとともに、汚染範囲や経年変化等を把握するため、水質汚濁防止法に基づき、地下水の常時監視を実施し、「地下水の水質測定結果」として公表しました。
- 汚染が確認された飲用井戸利用者に対して、関係市町村の協力を得ながら、水道水への切り替え等の飲用指導を行いました。

□ 地下水水質概況調査実績

年度	実績	市町村数	調査井戸数	超過井戸数	超過率 (%)
平成 29 (2017)		26	91	11	12.1
30 (2018)		26	85	1	1.2
令和元 (2019)		30	90	4	4.4
2 (2020)		29	89	3	3.4
3 (2021)		29	88	7	8.0

資料：北海道環境生活部

肥料減量化技術の確立・普及と家畜排せつ物の適正管理

- ・ 施肥設計に基づく適正施肥の推進など、施肥改善による地下水汚染の防止対策に努めました。
- ・ 本庁、（総合）振興局及び市町村段階に設置した「家畜排せつ物管理適正化指導チーム」の巡回調査等により、家畜排せつ物の適正管理の推進に努めました。

■ 今後の課題と対応

- ・ 硝酸性窒素等による地下水汚染が農村地帯において広範に顕在化しており、道民の健康を守るとともに農村の環境保全を図るため、地下水質の改善を図る必要があります。
- ・ 農村地域の地下水汚染については、汚染原因につながる過剰な施肥及び家畜排せつ物や生活排水の不適切な処理について、地域全体で汚染を防止・軽減するための対策に取り組む必要があります。
- ・ このため、水質汚濁防止法に基づく常時監視を行い地下水汚染の早期発見、汚染範囲の確認など汚染状況の把握に努めます。
- ・ 「家畜排せつ物管理適正化指導チーム」の巡回調査等の取組を推進し、家畜排せつ物の適正管理を図ります。

主な指標

